

令和8年3月定例教育委員会議事録

(白石町教育委員会会議規則第16条及び第17条の規定により作成)

- 1 日 時 令和8年3月24日(火) 午前9時 白石町役場3階(大会議室)
- 2 出席委員 下平教育長 堤委員 松尾委員 川崎委員 一ノ瀬委員
- 3 事務局職員 久原学校教育課長 鶴田主任指導主事 永石新しい学校づくり課長
矢川生涯学習課長 吉原学校教育課長補佐
川畑新しい学校づくり課長補佐 伊東生涯学習課長補佐
大串指導主事 古川教育総務係長 今福学校教育係長
山口学校給食係長 本山推進係長 定松施設係長
吉田生涯スポーツ係長 大川内政策調整係長 武富指導主事
溝口主任 武富主任
- 4 教育長の報告 別紙資料のとおり
- 5 会議に附した議案
附議9号 白石町立小中学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画
について
附議10号 白石町スクールバス条例施行規則の一部改正について
附議11号 令和8年度白石町教育の指針(案)について
附議12号 令和8年度準要保護の認定について
- 6 動議の提出者 なし
- 7 議事の概要 別紙資料のとおり
- 8 議決事項 附議第9号議決
附議第10号議決
附議第11号議決
附議第12号議決
- 9 その他
・事務局からの報告

1 開会（久原学校教育課長）

久原課長から定例会の開会が宣言された。

2 閉校施設（有明地域）の取り扱いについて（企画財政課）（武富主任）

令和8年4月1日から跡地の方針が決まるまでの当分の間について、暫定的な措置。有明東小学校については、施設内すべて閉鎖。有明西小学校校舎内については、学校備品保管に利用。体育館は利用可能で指定避難所として継続する。有明南小学校について、校舎、体育館は閉鎖。グラウンドを指定緊急避難所として継続利用。

3 前回議事録の承認

前回（2月）の議事録が承認された。

4 教育長の報告（下平教育長）

(1) 前回以降の主な動向

- ・2/26(木)：白石町現職校長会及び退職校長会合同研修会。要望もあり、有明小学校で開催。取り組みや今後の展望についての説明や校舎内の見学も行われた。
- ・3/1(日)：第29回歌垣の郷ロードレース大会が行われた。今回の大会は改革も行われ、来年の第30回につなげていければ良いと感じた。
- ・3/17(火)：第7回人事異動協議会が行われ、これをもって、教職員に係る人事異動はすべて終了した。
- ・3/20(祝)：白石町第1回レクボッチャ選手権大会。白石町アダプテッドスポーツ部の卒部式を兼ねた大会になっており、新しいスポーツの場面を感じることができた。

(2) 人事異動について

新規採用教職員について、令和7年度、令和8年の人数報告があり、辞退もある。教職員の確保については依然として厳しい状況が続いている。欠員や非常勤講師の任用、学級編成、管理職等の任用等、教職員不足は常に言われているので、採用数をどう確保していくかが今後も課題ということに変わりはない。

(3) その他

交通事故報告、白石パトランについての報告があった。

5 協議・連絡事項

(1) 問題行動等月別報告について（武富指導主事）

- ・不登校 小学校35名、中学校46名
- ・いじめ 小学校で覚知4件、認知3件、中学校で覚知0件、認知0件

(2) 令和7年度末佐賀県立高等学校入学者一般選抜の合格者について（大串指導主事）
前回の定例会では特別選抜の結果を報告したが、今回は一般選抜（本試験）の応募および合格状況について報告する。資料には最終的な受検状況を掲載しており、これをもって、今年度の県立高校入試は全て終了した。詳細な数値については資料を確認。

(3) 令和7年度末中学卒業者の進路状況について（大串指導主事）
3月16日現在、再募集等に出願中の生徒も一部いるが、現時点で判明している決定状況となる。町内の卒業生のうち、県内県立高校への進学者は76%、県内私立高校への進学者は18%となっている。

【委員】：県立高校の入試結果と進路状況に関連して、一昨年から導入された「全県一区（普通科の通学区域撤廃）」や、県教委が進める「唯一無二の高校づくり」の影響について、白石町は武雄・鹿島・佐賀の各地区の結節点にあるが、今回、佐賀市内の高校へ、本町の卒業生の1割以上が流出しているという現状がある。これは制度上予想されたことではあるが、町教育委員会として、あるいは現場の中学校として、この「全県一区」による流出をどう総括されているか、あるいは、考察するか。

【教育長】：中学校現場の立場からすれば、生徒個人の志望や希望を尊重し、合格に向けて最善を尽くすのは当然のこと。しかし、町全体として見れば、地元の白石高校へ一人でも多くの生徒が進学してほしいという願いは常に持っている。正直なところ、全県一区制度が白石高校の志願者数や「立ち位置」にどう影響していくか、非常に注視している。

(4) 不登校児童生徒の卒業式への参加及び進学状況について（大串指導主事）
小学校・中学校ともに、多くの生徒が式に参列することができた。一部、式典への直接参加が困難だった生徒についても、別室での参加や、後日改めて校長室等で卒業証書を授与するなど、一人ひとりの状況に合わせた柔軟な対応を行っている。

(5) 令和8年度教職員辞令交付式について（鶴田主任指導主事）
今年度の対象者は、採用校長1名、および新採用教職員となる。今年度は新採用の人数が非常に限られている。案内文書にて、出席の案内。

(6) 第29回歌垣の郷ロードレース大会結果について（吉田生涯スポーツ係長）
実走者数は全体で1,470名となり、前回（第28回）と比較して約200名の増加となった。特に招待選手や県外からの参加も多く、非常に活気ある大会となった。入賞者の記録および詳細は、資料29ページ以降に記載の通り。
また、今大会では記録面でも特筆すべき点があり、10キロ一般男子の部で優勝された選手が、従来の大会記録を大幅に更新する素晴らしいタイムをマークされ、現在、事務局にて公式記録の精査および認定作業を行っている。

【委員】：一点、安全管理の観点でお願いがある。レースが既に始まっているにもかかわらず、後続種目に出場するランナーが、コース上でアップや練習走行する姿が多く見受けられた。特に危ないと感じた場面があり、選手たちが折り返して復路に戻ってくる際、練習走行をしていたランナーたちがコースのライン上を「逆走」するような形になっていた。練習中のランナーを避けるように走っており、接触事故が起きてもおかしくない非常に危険な状況であった。

【生涯学習課】：確かにコースの安全性確保は最優先事項。貴重な現場のご指摘感謝する。

【委員】：来年は記念すべき第30回大会となる。アナウンスを徹底し、看板等での周知も強化すべきではないか。競技役員が声をかけるだけでなく、ルールとして明確に示してほしい。

【教育長】：委員からの指摘は、大会の信頼性に関わる重要な問題。30回大会に向けて、より安全で誰もが安心して走れる環境を整えるよう、事務局としても改善に取り組んでいく。

(7) 白石地域新設小学校地盤改良工事の契約締結について（定松施設係長）

白石地域新設小学校の地盤改良工事について、3月定例会での議決を経て本契約となった。今回の工事は、建設予定地の北側部分を対象としている。内容は、盛土による周辺地盤への影響を防止するための変位対策、および不等沈下等を軽減するための地盤改良を行うもの。施工エリアを「東工区」と「西工区」の2つに分割して発注した。工期はいずれも令和9年8月31日までを予定している。

(8) 福富小学校の契約変更について（定松施設係長）

専決処分により対応。主な変更内容は、来賓玄関東側の雨水排水対策や用務員宿舍跡地の駐車場整備に伴う増額である。

(9) 3月議会の概要について

久原学校教育課長、鶴田主任指導主事、矢川生涯学習課長より資料により詳細説明。

・読書活動の推進について

【委員】：他市の図書館のような派手さはなくとも、既存の施設でも改善できる点は多いはず。例えば、スマホやPCでの学習がしやすくなる環境づくり等、時代に合わせたルール変更が必要ではないか。20年前のルールのままでは、今の人たちは利用しにくいのではないか。

【生涯学習課】：現在は「禁止」の表示を外し、「学習スペース」としての表示も順次改善している。静粛を保つ必要はあるが、スマホ学習や充電環境の整備など、利用者のニーズに寄り添った図書館への転換を図っていく。

- ・ 議会で出た「自販機の設置」についてはどうか。

委員から、「社会体育や大会時には自販機は必須ではないか」「管理上の問題をクリアすれば、設置に異論はない」との意見があり、事務局は、「熱中症対策や社会体育（夜間・休日利用）の利便性を考え、他校の事例を調査しながら前向きに検討したい。」と回答。

- ・ 学校教育について

フリースクールによる不登校支援について、フリースクールは単なる不登校対策の場ではなく、多様な学びの場である。学校内の別室登校、コンフォートスペース「あい」とフリースクールをどう使い分け、最終的に子供たちの社会的自立に繋げるか、情報収集等を密にしてルール作りをしてほしいとの意見が出た。

(10) 4月行事予定（古川教育総務係長）

4月行事予定により確認。

(11) その他

- ・ 久原学校教育課長より、資料に基づき令和8年4月1日付の機構改革について説明。

委員より「機構組織図の表記について、図の中で「教育委員会」と「町長」が同列に並び、「教育委員会」の標記の一段下に「教育長」の名前が記載されているが、この書き方は地方教育行政法改正前の古い形式ではないか。旧制度では、教育委員の中から互選で選ばれた「教育委員長（委員会の代表者）」と、事務執行の責任者である「教育長」が別々に存在していた。しかし、現在の新制度では、教育長が委員会の代表者であり、かつ事務総括者となる。つまり、町長が執行機関のトップであるのと同様に、教育長も教育委員会の代表として同列に位置づけられるべき。現在の図では、教育長が教育委員会という組織の単なる「事務方トップ」のように見えてしまい、新制度が正しく反映されていないように感じる。修正が必要ではないか。」との意見があった。

次回教育委員会 令和8年4月20日（月）9：00～
白石町役場3階 大会議室

5 議事

附議第9号 白石町立小中学校の教職員に関する

業務量管理・健康確保措置実施計画について

鶴田主任指導主事、資料により詳細説明。

【委員】：この基準については、まずは「第1案」として運用を開始し、現場の状況を見ながら柔軟にブラッシュアップしていくべきだと考える。現場の先生方の声を聞き、実際に「これができるようになった」「ここがまだ課題だ」という実感を積み上げながら、本当の意味での働き方改革として機能させていくことが重要。

【主任指導主事】：言われたとおり、本基準は一度作って終わりではなく、常に検証が必要。国への報告義務も伴うため、客観的なデータに基づき、必要に応じて速やかに改正を進めていく方針である。

委員全員承認（附議第9号）

附議第10号 白石町スクールバス条例施行規則の一部改正について

川畑新しい学校づくり課長補佐 資料により詳細説明。

今回の改正では、指定校変更や区域外就学を認められた児童生徒のバス利用について、特定の条件下で許可された児童生徒がスクールバスを利用できる根拠を明確にした。バス利用目的については、指定校変更や区域外就学を除く「町立小中学校児童生徒の通常の通学」「白石中学校における部活動に伴う登下校」と整理した。部活動中の拠点間移動については、通常の通学バスとは別に「部活動に関する運行計画」を別途策定し、対応していく考えである。また、九州大会等の上位大会へ出場する際のスクールバス利用についても、柔軟に対応できるように考えている。

【委員】：前回示された「通学路の考え方」というものがあつたと思うが、今回の施行規則とどういう関係性になるのか。

【新しい学校づくり課】：「通学路の考え方」は、安全に通学するための取り決めで、そのルールに則って通学距離を計測し、通学距離が2.5キロを超える児童についてスクールバスにより支援を行うということである。その他、特例として登校班の中で、他の児童がスクールバスで登校することにより1人だけ2.5キロ未満であった場合等には、支援を行うこととしている。「通学路の考え方」は、あくまで徒歩で通学する場合の基本的な考えになるものである。

委員全員承認（附議第10号）

附議第11号 令和8年度白石町教育の指針（案）について

古川教育総務係長 資料により詳細説明。

【委員】：現在、多くの団体名が「障害者スポーツ」から「パラスポーツ」へと名称変更されている実態がある。本指針においても、資格取得支援の記載を「障がい者スポーツ指導員」とするのか、あるいは「パラスポーツ指導員」とするのか、検討の余地があるのではないかと。

【生涯学習課】：指摘の通り、名称がパラスポーツへと移行している現状は認識しているので、確認・検討を行いたい。

【委員】：重点目標「スポーツ・健康増進のまち宣言」の普及推進について、スポーツ審議会やスポーツ推進委員会などの名称変更や組織のあり方を検討しながら進めるという理解でよいか。来年度についても、全体方針を固める段階から、より具体的にどう推進していくかを議論する会議体へとシフトしていくという認識で間違いないか。

【生涯学習課】：その通りである。より具体的な推進体制を構築するための会議として進めていく方針である。

【委員】：重点目標 8 の「伝承芸能の育成」で書きぶりが特定の地域に限定されすぎている懸念がある。今後、学校再編等が進む中で、町全体へ広がる可能性や、新たな企画が生まれる可能性も考慮すべき。「～等の実施」という表現にするなど、他の地域や将来的な広がりや阻害しない、限定しすぎない書き方に修正してはどうか。

【生涯学習課】：一つの事例として記載している側面もあるが、将来的な町全体の動きも視野に入れ、適切な文言を検討したい。

【委員】：令和 12 年度以降は、白石地域でも同様の事案が発生すると思うが、有明地域の 3 校の閉校後の取り扱いについて確認したい。令和 8 年度においても、閉校後の施設の管理費等が計上されている。これら、一時的に閉鎖されている施設の管理責任はどこにあるのか。将来的に他目的への転用が決まるまでの間、教育委員会が管理を継続するという事柄でよいか。

【学校教育課】：公共施設マネジメントの取り決めに基づき説明する。閉校後の施設は「普通財産」となるため、本来は企画財政課の所管となる。しかし、町の方針として「次の主要な目的（利活用案）が明確に決まるまでの間は、元々の所管課が管理する」というルールになっている。したがって、用途が決定して他部局へ移管されるまでは、教育委員会が責任を持って管理を行うこととなる。

【学校教育課】：本日いただいた多くの修正案や意見を反映させ、令和 8 年度の指針としての詳細を詰めたい。本日の審議をもって、この方向性で指針を決定してよいか。

委員全員承認（附議第 11 号）